

議案第56号

八日市布引ライフ組合の共同処理する事務の変更及び八日市 布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、八日市布引ライフ組合の共同処理する事務の変更及び八日市布引ライフ組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

八日市布引ライフ組合規約の一部を変更する規約

八日市布引ライフ組合規約（昭和41年滋賀県指令地第251号）の一部を次のように変更する。

第3条の表を次のように改める。

共同処理する事務	関係市町
(1) 一般廃棄物のうちふん尿（以下「し尿」という。）の収集並びにし尿及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する施設から発生する汚泥の処理を行う施設の運営管理に関する事務	東近江市（平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域を除く。）、竜王町及び日野町
(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定による火葬場の設置、経営及び管理に関する事務	東近江市、竜王町及び日野町

附 則

この規約は、平成30年12月6日から施行する。